

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 49 条 (略) 第 50 条 請求書等の発行等に関する料金の支払義務 第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)	(目次) 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 49 条 (略) 第 50 条 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)
第 1 章～第 13 章 (略)	第 1 章～第 8 章 (略)
第 9 章 料金等	第 9 章 料金等
第 1 節 料金及び工事費等	第 1 節 料金及び工事費等
(料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略)	(料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略)
第 2 節 料金等の支払義務	第 2 節 料金等の支払義務
第 46 条～第 49 条 (略)	第 46 条～第 49 条 (略)
(請求書等の発行等に関する料金の支払義務) 第 50 条 5 G 契約者等は、5 G 等の利用に係る請求書等の発行等を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。	(請求書等の発行に関する料金の支払義務) 第 50 条 5 G 契約者等は、5 G 等の利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。
料金表	料金表
通則 1 ～35 (略) (請求書等の発行等に関する料金の適用) 36 請求書等の発行等に関する料金には次の種類があり、その料金の適用については、第 50 条 (請求書等の発行等に関する料金の支払義務)、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。	通則 1 ～35 (略) (請求書等の発行に関する料金の適用) 36 請求書等の発行に関する料金の適用については、第 50 条 (請求書等の発行に関する料金の支払義務)、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。

料 金 種 別	内 容
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金
請求書取扱事務手数料	請求書によって 5 G サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金

37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(3) (略)

(4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行等に関する料金を支払っているとき。

(5) (略)

(6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行等を受けるとき。

38～50 (略)

(注) (略)

別記

1～4 (略)

5 請求書等の発行等に関する料金

(1) (2)以外のもの

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)

(2) 請求書取扱事務手数料に係るもの

1 の請求書による 5 G サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書取扱事務手数料		200 円 (220 円)

6～7 (略)

37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(3) (略)

(4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。

(5) (略)

(6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。

38～50 (略)

(注) (略)

別記

1～4 (略)

5 請求書等の発行に関する料金

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)

6～7 (略)

別表 1 ～ 別表 7 （略） 附 則（令和 7 年 7 月 22 日経企 000600001235-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	別表 1 ～ 別表 7 （略）
--	------------------------

<

<u>請求書取扱事務手数料</u>	<u>200 円 (220 円)</u>		
<u>3</u> (略) 第17条の3～第18条 (略)			2 (略) 第17条の3～第18条 (略)